

民事執行法の改正で変わる 債権回収の実務

虎門中央法律事務所
(商工研相談業務委嘱先)
弁護士

有賀隆之

Q 改正民事執行法が、実務に与える影響を教えてください。

A 令和二年四月一日に改正民事執行法(以下、改正法)が施行

されました(一部を除く)。民事執行法は、民事裁判制度における権利実現過程を規律する法律ですが、改正法は、平成十五年および十六年の改正から、およそ十五年ぶりにその大改正を行うものです。改正法が今後の企業実務に多大な影響を与えることは間違いありませんが、特に影響が大きいと考えられるのが、債務者の財産状況の調査制度に係る改正です。

この制度は、執行力のある債権名義(注1)の正本を有する債権者(以下、債務名義を有する債権者)または一般の先取特権(注2)を有することを証する書面を提出した債権者(以下、一般の先取特権者)が、債務者

に対して強制執行を行うための準備として、執行裁判所を通じて債務者の財産状況を調査するための手続であり、①財産開示手続、②第三者からの債務者財産に係る情報取得手続の二種類が認められています。本稿では、改正法により大幅に機能が強化された債務者の財産状況の調査制度について、概要と実務に与える影響を解説します。

(注1) 判決や執行認諾文言付公正証書など強制執行を行うのに必要な文書のことであり、民事執行法二十二条に列記されている。
(注2) 債務者の一般財産に対して優先回収権が認められる法定担保権であり、雇用関係による債権者などに認められている(民法三百六条各号)。

1. 財産開示手続 (1) 改正前

財産開示手続は、債務名義を有する債権者または一般の先取

特権者の申立てにより、執行裁判所が債務者を呼び出して財産開示期日を開き、同期日において、債務者に自らの財産状況を開示させる手続です。この手続は改正前から存在していました。が、財産開示期日において実際に債務者の財産が開示される割合が半分にも満たないなど実効性に乏しく、実務上あまり利用されていなかったという実態がありました。そこで、手続の実効性を向上させるための法改正が行われました。

(2) 改正の内容

① 申立権者の範囲の拡大

改正前は、債務者の不利益等を考慮して、執行認諾文言付公正証書など一部の債務名義を有する債権者を申立権者から除外する規定が設けられていました。改正法はかかる除外規定を廃止し、全ての債務名義を有する債権者に申立権を認めました(改正法百九十七条一項)。

そのため判決等だけでなく執行認諾文言付公正証書を有する債権者等も、財産開示手続の申立てをすることが可能となりました。

② 罰則の強化

改正前は、債務者が財産開示期日に出頭しないなど手続に抵触しないことが多く、三十万円以下の過料と罰則が弱いことによる原因があるとの指摘がされていました。そこで、改正法は罰則を強化し、手続違背した債務者に対し六月以下の懲役または五十万円以下の罰金の刑罰が科されることとなりました(改正法二百三十三条一項5、6号)。

これにより、改正前は例えば財産を多く持つ債務者が財産開示に抵触するよりも三十万円の過料を支払ってしまった方が得だと判断していたようなケースでも、懲役刑を含む刑事罰が科される可能性があることを踏まえ、手続に抵触する割合が増加するこ

とが期待されます。

2. 第三者からの債務者財産に係る情報取得手続

(1) 手続の種類

第三者からの債務者財産に係る情報取得手続は、債務名義を有する債権者または一般の先取特権者の申立てにより、執行裁判所が債務者以外の第三者に対して、債務者の財産に関する情報の提供を命ずる旨の決定をし、当該第三者が命じられた情報の提供を行う手続です。この手続は改正法により新たに認められた制度であり、表のとおり第三者からそれぞれ対応する情報を取得することができる手続として新設されました。

表 情報提供義務を負う第三者		
情報提供義務を負う第三者	提供される債務者情報	根拠条文
登記所	不動産に係る情報	法205条1項(注3)
市区町村、日本年金機構等	給与債権に係る情報	法206条1項
銀行等	預貯金債権に係る情報	法207条1項1号、2項
振替機関等	振替社債等に係る情報	法207条1項2号、2項

(注3) 不動産に係る情報取得手続は今回施行されず、令和3年5月17日までに施行予定。

(2) 申立権者

不動産および預貯金・振替社債等に係る情報取得手続は、財産開示手続の申立権者と基本的に同じであり、債務名義を有する債権者または一般の先取特権者が申立権を有します。これに対し、給与債権に係る情報取得手続は、債務名義を有する債権者のうち、養育費等の請求権または生命身体の侵害による損害賠償請求権を有する債権者に限り、申立権が認められています。通常、企業が養育費等の請求権や生命身体の侵害による損害賠償請求権を有することはないと考えられますので、企業が給与債権に係る情報取得手続を利用する場合は想定されません。

(3) 提供される情報

第三者から提供される債務者の情報は、次のとおりです。

① 不動産

債務者が所有権の登記名義人である土地等（土地または建物その他これらに準ずるものとして法務省令で定めるもの）の存否、ならびにこれが存在する場合には、その土地等を特定するに足りる事項

（土地であれば、所在、地番、地目、地積等。建物であれば、所在、家屋番号、種類、構造、床面積等）。

② 給与と債権

給与（報酬または賞与）の支払をする者の存否ならびにその者が存在するときは、その者の氏名または名称および住所（その者が国である場合には、債務者の所属する部局の名称および所在地）。

③ 預貯金債権

預貯金債権の存否ならびにその預貯金債権が存在するときは、その預貯金債権を取り扱う店舗ならびにその預貯金債権の種別、口座番号および額。

④ 振替社債等

債務者の有する振替社債等（ただし、社債、株式等の振替に関する法律二百七十九条に規定する振替社債等であつて、情報の提供を命じられた振替機関等の備える振替口座簿における債務者の口座に記載され、または記録されたものに限る）の存否ならびにその振替社債等が存在するときは、当該振替社債等の銘柄および額または数。

(4) 情報の取得方法

情報の提供を命じられた第三者は、執行裁判所に情報提供書の原本と写しを提出し、執行裁判所はその写しを申立人に送付します。また、第三者は書面の写しを直接申立人に発送することができますとされています。したがって、申立人は、第三者から直接または執行裁判所を経由して書面の写しを受領することで債務者財産に係る情報を取得できます。

3. 実務への影響

従前、債務者に対する訴訟を提起し勝訴判決を得た上で強制執行を行おうとしても、債務者の財産の所在が分からず、結局、債権回収を諦めてしまう場面が多くあつたと思われまます。しかし、以上のとおり大幅に強化された債務者の財産状況の調査制度を活用することで、これまで諦めていた債権回収の途が大きく開かれる可能性があります。そのため、企業としては、改正法を踏まえた債権回収への対応を検討することが求められるものといえます。